

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	飯能市

## 飯能市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 産業環境部農業振興課鳥獣被害対策室  
所 在 地 飯能市大字双柳 1 番地の 1  
電 話 番 号 0 4 2 - 9 7 3 - 2 1 2 2  
F A X 番 号 0 4 2 - 9 7 4 - 6 7 3 7  
メールアドレス choju@city.hanno.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カワウ、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	飯能市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜、果樹	3,449千円 106a
イノシシ	野菜、果樹、稲	4,044千円 154a
ニホンジカ	野菜、果樹、稲、植木	2,118千円 64a
ハクビシン	野菜、果樹	618千円 21a
アライグマ	野菜、果樹	905千円 27a
タヌキ	野菜、果樹、稲	144千円 8a
その他の獣類	野菜、果樹、稲	700千円 34a
鳥類	野菜、果樹、稲	2,034千円 109a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>主にニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマによる被害が多く、農作物被害や樹木の剥皮被害等、また、車両との衝突事故、家屋侵入等の生活被害が通年発生している状況である。</p> <p>ニホンザル、イノシシ、ニホンジカによる被害は山間5地区（南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）で顕著に見られるが、近年、市街地周辺でもイノシシ、ニホンジカの被害が発生するようになった。</p> <p>また、毎年、夏から秋にかけて、山間地区でツキノワグマが出没している。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ニホンザル	3,449千円 106a	2,759千円 85a
イノシシ	4,044千円 154a	3,235千円 123a

ニホンジカ	2,118千円	64a	1,694千円	51a
ハクビシン	618千円	21a	494千円	17a
アライグマ	905千円	27a	724千円	22a
タヌキ	144千円	8a	115千円	6a
その他の獣類	700千円	34a	560千円	27a
鳥類	2,034千円	109a	1,627千円	87a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲	後継者の確保、育成（特にわな免許保持者）
	鳥獣被害対策隊による有害鳥獣捕獲	捕獲の効率化
	猟友会による有害鳥獣捕獲業務委託	猟友会の捕獲体制の充実・強化と効率化
	捕獲従事者（市民を含む）によるアライグマの捕獲	捕獲従事者の増員と貸出用箱わなの補充
防護柵の設置等に関する取組	電気柵等設置に対する補助 ・平成30年度実績39件 ・令和元年度実績38件 ・令和2年度実績37件	電気柵等の普及拡大、設置後の維持管理に対する指導
	サルの位置情報メールの配信と追払い用パチンコの貸出し	自己防衛意識の醸成と追払い活動の強化
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去	所有者の被害対策への理解と協力
	鳥獣被害対策講座、電気柵等設置講習会の開催	市民の被害対策への理解と協力

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. 環境整備・防除・捕獲のバランスを意識した被害対策と地域住民が主体となる対策活動の推進
2. LPWA通信網による罾監視システムの活用促進
3. 埼玉県との協力によるサル等の行動調査、群れの位置情報共有と地域住民による追払い活動の強化
4. アライグマ捕獲従事者による捕獲活動の推進

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊：猟友会員3名と市職員2名で、被害発生場所周辺における有害鳥獣捕獲を実施。

鳥獣被害対策隊：狩猟免許(わな)保持者である14名が、鳥獣被害対策室の指示により、被害発生場所周辺における有害鳥獣捕獲を実施。

飯能猟友会：鳥獣被害対策室からの業務委託により、市内全域で有害鳥獣捕獲を実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保
令和5年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保
令和6年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び埼玉県第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を実施する。アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
イノシシ	80頭	80頭	80頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
カラス	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段 : 猟銃、箱わな、くくりわな、大型箱わな、囲いわな
捕獲予定時期 : 通年
捕獲予定場所 : 市内全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猟友会による有害鳥獣捕獲（巻狩り）で使用する場合がある。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯能市	委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ	侵入防止柵 1. 5ha	侵入防止柵 1. 5ha	侵入防止柵 1. 5ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ	維持管理への支援、サル的位置情報共有と追い払い支援	維持管理への支援、サル的位置情報共有と追い払い支援	維持管理への支援、サル的位置情報共有と追い払い支援

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル対策として放任果樹の除去</li> <li>・鳥獣被害対策講座、電気柵設置講習会の開催</li> </ul>
令和5年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル対策として放任果樹の除去</li> <li>・鳥獣被害対策講座、電気柵設置講習会の開催</li> </ul>
令和6年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル対策として放任果樹の除去</li> <li>・鳥獣被害対策講座、電気柵設置講習会の開催</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

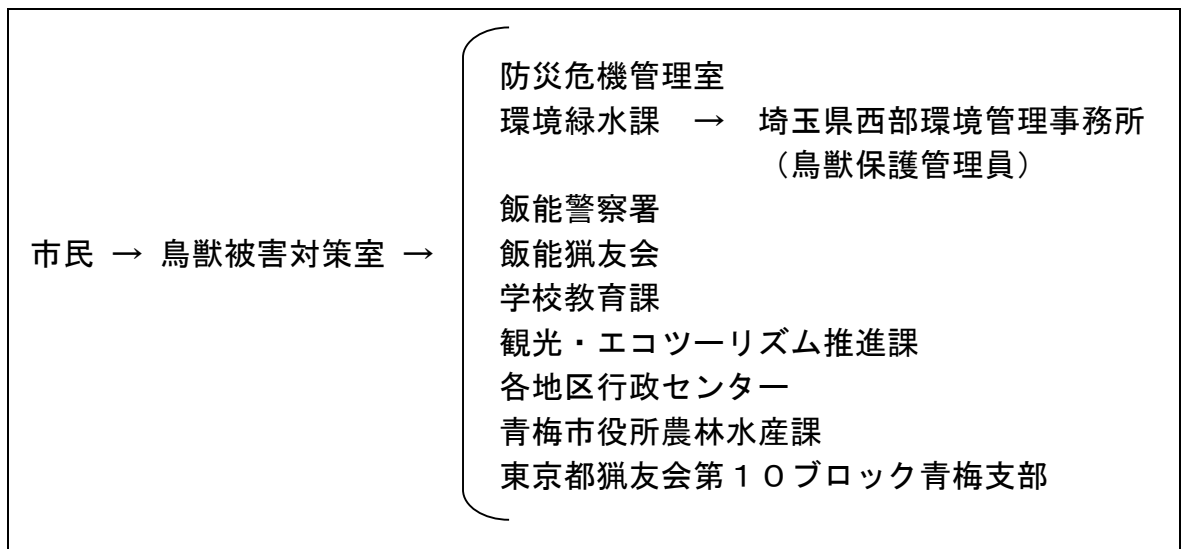
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飯能市農林部農業振興課 鳥獣被害対策室	飯能警察署、飯能猟友会、環境緑水課、学校教育課、各地区行政センター等、関係機関・団体・部署への連絡及び指示
飯能市産業環境部環境緑水課	西部環境管理事務所への連絡、緊急捕獲の許可
飯能市防災危機管理室	防災行政無線による注意喚起 緊急捕獲の実施手続（ツキノワグマの場合）
飯能猟友会	緊急捕獲の実施
鳥獣被害対策実施隊	飯能猟友会による緊急捕獲の支援

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

クリーンセンターでの焼却処分又は埋設処分とする。 ニホンジカ、イノシシについては、捕獲個体の利活用を検討する。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエ普及部会を中心に利活用を検討する。
ペットフード	民間にて実施中
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯能市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯能市自治会連合会	事業の推進、住民意識の高揚
飯能猟友会	個体数調整の実施、捕獲技術の指導
飯能市農業委員会	被害状況の調査、情報収集
いるま野農業協同組合	被害状況の調査、情報収集
西川広域森林組合	被害状況の調査、情報収集
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言・指導
飯能市農林部農業振興課 鳥獣被害対策室	事業の推進、有害鳥獣捕獲の実施、住民意識の高揚、事務局



- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
青梅市	協定に基づく合同捕獲の実施

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年度現在、市職員2名と猟友会員3名の計5名で、被害状況の確認から有害鳥獣の捕獲、防除施設の設置支援等まで各種活動を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の実情に応じた住民主体の鳥獣被害防止体制の整備に向けて、住民への働き掛けや、各種調整・支援等に取り組む。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との情報共有や共同捕獲の実施等、連携した対策が必要である。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。